

北海道駒ヶ岳火山避難計画 改訂の概要

1. 新たな構成機関の参画に伴う改訂

北海道駒ヶ岳火山防災協議会の構成員に『東日本高速道路株式会社北海道支社室蘭管理事務所』が参画したことにより、噴火時の高速道路の交通規制について記載

2. 避難促進施設の指定に係る改訂

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設について、利用者の安全を確保するための取り組みを行う必要があると認められる施設を「避難促進施設」として指定する北海道駒ヶ岳における基準を記載

3. 北海道駒ヶ岳噴火警戒レベル判定基準の公表に伴う改訂

北海道駒ヶ岳噴火警戒レベル判定基準が令和3年3月26日に公表されたことに伴い、北海道駒ヶ岳の噴火シナリオを修正

4. その他の改訂

時点修正、記述の整理、その他所要の修正、広域避難の規定追加